

アジア諸国から来日して難民認定申請する人々
—— ミャンマーのロヒンギヤを中心に ——

鳥居淳子

一 はじめに

本報告の範囲について

二 日本における難民受け入れ

- 1 インドシナ難民の受け入れ
- 2 1951年の「難民の地位に関する条約」（以下「難民条約」という。）への加入（1981年）及び1966年の「難民難の地位に関する議定書」（以下「議定書」という。）への加入（1981年）。
- 3 「難民条約」及び「議定書」への加入に伴う法整備
出入国管理令を改正して難民認定手続に関する規定を設け、法令の名称を「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」と略称する。）と改めた。
- 3 難民条約及び議定書上の難民の定義
人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及び常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者。
- 4 入管法上の難民認定の概要
 - ・認定権者は法務大臣（入管法第61条の2第1項）。
 - ・難民の認定をしない処分に不服がある場合は法務大臣に対し異議の申立てをすることができる（第61条の2の9第1号）。
 - ・法務大臣は異議の申立てに対する決定に当たっては難民参与員の意見を聞かなければならない（第61条の2の9第3号）。

二 日本における難民認定申請者の出身国

- ・アジアではミャンマー、スリランカ、パキスタン、ネパール、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、ベトナム等。
- ・難民認定申請者を突出して多く出している国は、ミャンマー。

三 ミャンマーのロヒンギャ

1 ミャンマーの民族

- ・ミャンマー政府公式発表による民族数は135。
- ・ビルマ族が人口の約70%を、少数民族が約30%を占める。
- ・州名にその名前がついている主要少数民族は、モン、カレン、カヤー、シャン、カチン、チン、ラカイン（アラカン）の7民族。
- ・ロヒンギャは、バングラデシュと接しているラカイン（アラカン）州に約70万人が、ミャンマー国内全体では約80万人が住んでいるといわれているにもかかわらず、ミャンマー政府はロヒンギャをミャンマーの少数民族として認めていない。その理由は、ロヒンギャの殆どがミャンマー国民ではないという点にある。

2 ミャンマーの国籍法とロヒンギャ

- ・1982年のビルマ国籍法は、国民を国民、準国民及び帰化国民の三種に分類し、それぞれにつき詳細な規定を設けている。
- ・これら三種の国民のどれにも該当しないロヒンギャの殆どは、ミャンマー国籍を認められていない。

3 ミャンマー国籍を持たないロヒンギャが受けてきた差別や不利益

厳しい移動の制限、移動の制限の結果として生じる高等教育や高度の医療等を受ける機会の制限、婚姻の制限、強制労働、信教の自由の侵害、雇用における差別、財産の掠奪等。

4 日本の裁判所におけるロヒンギャの難民性の判断

難民不認定処分を受けたロヒンギャが難民不認定処分の取消しなどを求めた訴訟の判決で裁判所が示したロヒンギャの難民性に関する判断の傾向。

5 ミャンマーの民主化とロヒンギャ

- ・テイン・セイン政権による政治囚の釈放、国外に脱出していた反政府活動家等への帰国の呼び掛け、少数民族の反政府武装勢力との和解へ向けての努力等の流れのなかで、置き去りにされているかに見えるロヒンギャ。
- ・アウンサンスーチさんのロヒンギャの問題についての発言。

四 おわりに